

第7節 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、一連の流れをもって発生及び流行の状況に応じた対策を講じる必要があるため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行えるよう、本市における新型インフルエンザ等の発生段階を以下の5段階に分類し、各段階で想定される状況とその対応を事前に定める。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、日本国内からの発生など必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

① 未発生期

《想定される状況》

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない段階

② 海外発生期

《想定される状況》

- ・ 海外では新型インフルエンザ等が発生したが、国内では発生していない段階

《前段階からの移行時期》

- ・ 新型インフルエンザについては、感染症法第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の第一段階（海外発生期）に移行された時点とする。
- ・ 新感染症については、感染症法第44条の6第1項に基づく新感染症の発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の第一段階（海外発生期）に移行された時点とする。
- ・ ただし、運用上は、新型インフルエンザ等の感染拡大に関する国の第一報が寄せられた時点から、市の対策は海外発生期に移行する。

③ 発生早期（国内・県内・市内）

《想定される状況》

- ・ 国内で新型インフルエンザ等が発生した段階
- ・ 県内で新型インフルエンザ等が発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える段階

《前段階からの移行時期》

- ・ 国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、国の対策が政府行動計画上の第二段階（国内発生早期）に移行された時点とする。

④ 市内・県内感染期

《想定される状況》

- ・ 県内患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階

《前段階からの移行時期》

- ・ 県内において、感染経路が不明確な新型インフルエンザ等患者が一定数確認されるようになった時点とする。
- ・ 発生早期（国内・県内・市内）から県内感染期への移行は県内状況によって判断されるため、国や隣接県の移行時期と一致しない場合がある。

⑤ 小康期

《想定される状況》

- ・ 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている段階

《前段階からの移行時期》

- ・ 国内で新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、国の対策が政府行動計画上の第四段階（小康期）に移行された時点とする。

大田原市発生段階と県発生段階と国の発生段階及びWHOのフェーズの比較

大田原市の発生段階	県の発生段階	国の発生段階		WHOのフェーズ
未発生期	未発生期	未発生期		フェーズ1・2・3又は相当する公表等
海外発生期	海外発生期	海外発生期		フェーズ4・5・6又は相当する公表等
発生早期 (国内・県内・市内)	発生早期 (国内・県内)	地域未発生期	国内発	
		地域発生早期	生早期	
市内・県内感染期	県内感染期	地域感染期	国内感染期	
小康期	小康期	小康期		ポストパンデミック期又は相当する公表等

WHO フェーズについて

フェーズ(段階)	定 義
フェーズ1	ヒト感染のリスクは低い
フェーズ2	ヒト感染のリスクはより高い
フェーズ3	ヒト-ヒト感染は無いが、または極めて限定されている
フェーズ4	ヒト-ヒト感染が増加していることの証拠がある
フェーズ5	かなりの数のヒト-ヒト感染があることの証拠がある
フェーズ6	効率よく持続したヒト-ヒト感染が確立
ポストパンデミック期	世界的な状況として、季節性インフルエンザと同様の動向となりつつある状態

インフルエンザ(H1N1)2009の流行における各発生段階の継続期間

発生段階	継続期間	備 考
未発生期	40年	香港インフルエンザ発生翌年(1969年)から起算
海外発生期	19日	2009. 4. 28(海外発生時) ~ 2009. 5. 16(国内発生時)
発生早期	約50日	2009. 5. 16 ~ 2009. 7. ㊦(感染原因不明の患者が増加)
県内感染期	約240日	2009. 7. ㊦ ~ 2010. 3. ㊦(流行水準を脱した時点)
小康期	約290日	2010. 3. ㊦ ~ 2010. 12. ㊦(第二波流行入り)
第二波	約100日	2010. 12. ㊦ ~ 2011. 3. 31(対応変更時)